

## 前回（11月27日）の議論

## ○「固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討」に係る意見等

- ・ 公共施設マネジメントへの活用について、団体によっては、施設カルテなど固定資産台帳とは別のものに情報を集積し、取組を行っている例がある。固定資産台帳がベースになるという考えを総務省が出すと、影響が大きい。公共施設マネジメントの一例とするのであれば構わない。
- ・ 固定資産台帳の記載項目をどういうものにするのか、制度や仕組みとして決めるなら、範囲はある程度の割り切りが必要。公共施設マネジメントについては、各団体で施設カルテや白書を活用するなどいろいろあるので、それぞれの団体で判断することとすれば良いのではないか。
- ・ 「固定資産台帳の記載項目（案）」で項目を示されているが、このイメージは紙として打ち出すアウトプットなのか、システムが持つデータベースなのか。その説明が必要なのではないか。
- ・ 「固定資産台帳の記載項目（案）」について、項目番号の24～30の今回減少内訳について、売却した場合はどの項目になるのか。24の除却額に含まれるのであれば、明確にすべき。また、31の増減異動後簿価について、期末の帳簿価額であるならば、こちらも明確にすべきではないか。
- ・ 小規模団体では、一つのシステムで複数のことが行えるように整備する傾向にあると思う。今回の記載項目の提示は基本的（Aタイプ）なものであったとしても、ほかの事業に活用することを想定して、いくつかの項目を付け加えたBタイプ、更に加えたCタイプなどをこちらで示すと良いのではないか。広く活用しようとした場合に追加する項目を市町村単位で業者と交渉して決めるのは、今の段階では難しいかもしれない。
- ・ 公有財産台帳等と固定資産台帳の一元化を見据えて整備するとしているが、それぞれ別の機能があり、一元化とするのは難易度も高い中で、一元化を強制・推奨するニュアンスで提示するのは行き過ぎではないか。
- ・ 一元化を提示するのであれば、どのような姿が一元化と言えるのか整理した上で提示すべきではないか。公有財産台帳に記載されている範囲と、固定資産台帳として記載すべき範囲が異なると考えられるが、その説明や整備の上での処理の仕方、減価償却はどの範囲なのかなど、もう少し議論する必要があるのではないか。

### ○「固定資産台帳の記載対象範囲に係る検討」に係る意見等

- ・ 実務的な面からは、所有資産のみでも洗い出し作業は大変であり、所有外資産も台帳整備の対象とするとハードルが高すぎるので、原則は記載を要しないこととし、記載を行える団体にあっては記載を妨げない、という程度としてはどうか。

### ○「固定資産台帳の計上単位に係る検討」に係る意見等

- ・ 事業用資産について、開始時は、建物躯体と附属設備を分けて計上していない場合、一体計上を許容するとのことだが、例えば、建物の耐用年数が50年、附属設備が10年であって、附属設備を代えた場合、その附属設備の分だけ除却することとなるのか。
- ・ 本体の建物と一体で計上されているので、その場合、附属設備の分だけ除却することはしないのではないか。その建物自体が除却されれば、除却する。また、新たに附属設備が導入されたのであれば、それは新たな資産として計上する。  
これは、道路などのインフラ資産も同様ではないか。
- ・ 開始時に一体としているものは、割り切りが必要ではないか。むしろ新規取得のものをきちんと分けて計上することができるかということが論点ではないか。
- ・ 建物等整備の際、発注を別々に行えば、分けて計上することは容易であるが、一体で発注した場合でも、仕様・契約書の中身を区分して作成すれば、分けて計上することは可能と考えられる。

### ○「固定資産台帳の整備手順等の実務に係る検討」に係る意見等

- ・ 整備の流れの③資産の棚卸で、固定資産の実地調査を行うとあるが、非常に重要なことと認識している。実務的には、件数が多いため難しいということがあると考えられるため、例えばローテーションで行うなどの工夫をすることにより、確実に実施することを明記した方が良いのではないか。
- ・ 資産の棚卸について、公有財産台帳を基礎として行うことも記

されており、公有財産台帳がしっかり現物確認できていれば、実地調査にこだわる必要はないかもしれないが、実態として行われていない団体も想定されるため、これを機会に公有財産台帳との現物確認をしっかりと行うことも明記すれば良いのではないか。

- 開始時の整備について、どの程度の時間をかけるのか、負荷はどの程度なのかを先進事例などから示した方が良いのではないか。その場合、例えば現物確認で土地、建物、物品と直列的に行うと3年を要するかもしれないが、部署が異なるのであれば並列的に行い、3年まではかからないというように、進め方の設定によって期間も変わってくると考えられ、期間に限らず、そのような提示をすれば良いのではないか。
- 整備後にどのタイミングで固定資産台帳を更新するのか、実態として年度末が多いということ踏まえると、その方針で良いのではないか。  
処分により減少した場合には、月単位くらいでデータを押さえることとすれば良いのではないか。
- 固定資産台帳整備の一つの実例を挙げると、当初2年間で整備するとして周知を図り、勉強会などを行ったが、結果2年でほとんど整備が進まなかった。その後、整備の主担当課がリーダーシップをとれるように各課の担当者を若手に代えたところ、3か月くらいでほぼ整備ができた。小規模な団体では、本腰を入れれば早く整備ができると思われる。
- 規模の大きい団体でも、専任の者が特定の期間集中して行えば、3か月で整備が可能と思われる。資料6の庁内の整備体制の例の②のように、会議を開催して方針を決定し作業を行う、これをある程度の段階ずつ行っていくとすると、会議を毎日開催できるものではないため、これでは3年を要することにもなる。しかし、①のようにある程度権限を付与された専門のワーキンググループになり、各課に指示を出し、期間を区切れば成果が出ると考えられる。その際重要なのは、組織の長が、期間を区切り、権限を与え、それを各課に周知し協力する体制を作る、ということではないか。
- 年度をまたいで整備をすると、数値（価額、数量等）が変わってしまうので、短期に整備することとした方が良いのではないか。

- ・ 開始時の整備の一つの実例として、これまで所管課で年1回の現物確認などを行い、公有財産台帳をしっかりと整備している団体では、公有財産台帳以外の道路などのインフラ資産の現物確認に時間・労力をかけ固定資産台帳を整備したところ。
- ・ 団体によっては、庁内の体制整備から、①計画・準備、②書式の作成までで1年をかける、今年度は書式の作成を目標とする、というところもあるかもしれない。ただし、期間が長ければ良いというものではない。
- ・ リーダーシップを発揮できる体制、組織横断的に協力を得られる体制の構築は重要であり、提示すべきではないか。
- ・ 公有財産台帳を年1回現物確認をしている事例があったが、同様に固定資産台帳についても継続的に現物確認を行う取組も必要ではないか。
- ・ アウトソーシングについては、単純な作業、マンパワーを要するような部分では活用できる場合があると考えられるが、自らの資産を把握しつつ調べることに意味があり、それを外注すると分からなくなってしまう、情報を更新できなくなるということもあるのではないか。また、開始時はある程度の割り切りをしないと精緻さに際限がなくなってしまうが、外注ではどんどん精緻な提案をされ、割高となることもあるのではないか。
- ・ 実例として、新たな公会計の整備について、初めて着手した際、どのような様式にするか、何を中心に調べるのか、外部の委託と一緒にいった経緯がある。現在は、先進団体を見本として進めたり、この部会なりでどのようなデータを揃えたらいいということが明確になれば、自治体だけで取り組むことができると思われる。